

「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」開催要綱 (案)

1. 趣旨

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 25 条に基づき、政府は、平成 29 年度末を目途に、地方公共団体金融機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

同機構の業務の在り方についての検討は、地方債資金の在り方と大きな関わりを持つものであることから、地方財政に関する重要事項を審議する地方財政審議会に検討会を設け、意見を取りまとめる。

2. 名称

本検討会は、「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3. 委員構成

地方財政審議会委員に加え、より広範かつ専門的な見地から検討を行うため、地方財政関係の有識者等や地方公共団体関係者を地方財政審議会令（平成 12 年政令第 268 号）第 2 条に基づく「特別委員」（総務大臣任命）とし、検討を行うこととする。（別紙）

4. 運営

- (1) 会長は、検討会を召集し、主宰する。
- (2) 会長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (3) 検討会は、公開しないが、会議終了後、配布資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

(別紙)

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会委員

(地方財政審議会委員)

堀場 勇夫 会長

植木 利幸

鎌田 司

中村 玲子

宗田 友子

(特別委員)

小西 砂千夫 関西学院大学教授

鈴木 豊 青山学院大学名誉教授

勢一 智子 西南学院大学教授

中里 透 上智大学准教授

沼尾 波子 東洋大学教授

阿部 守一 長野県知事

富岡 勝則 朝霞市長

汐見 明男 井手町長